

四日市市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年3月20日

四日市市長 田中俊行

四日市市規則第9号

四日市市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

四日市市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和62年四日市市規則第11号）の一部を次のように改正する。

改正後	
別表第1（第3条関係）	
級別職務分類表（医師及び歯科医師を除く。）	
職務の級	標準的な職務
（略）	
7級	(1) 市長の事務部局の課（室）長、市長部局等の副参事のうち市長が指定する職の職務、東京事務所長、地区市民センター館長、楠総合支所長、三重北勢健康増進センター館長、 <u>四日市公害と環境未来館長及び副館長並びに会計管理室長並びにこれに相当する職の職務</u> (2)から(8)まで（略）
（略）	

改正前	
別表第1（第3条関係）	
級別職務分類表（医師及び歯科医師を除く。）	
職務の級	標準的な職務
（略）	
7級	(1) 市長の事務部局の課（室）長、市長部局等の副参事のうち市

	長が指定する職の職務、東京事務所長、地区市民センター館長、楠総合支所長、三重北勢健康増進センター館長及び会計管理室長並びにこれに相当する職の職務 (2)から(8)まで (略)
(略)	

附 則

この規則は、平成27年3月21日から施行する。

(総務部人事課)